

新介第3769号

令和7年3月7日

居宅サービス事業所の管理者様  
介護予防サービス事業所の管理者様  
介護保険施設の管理者様  
地域密着型サービス事業所の管理者様  
地域密着型介護予防サービス事業所の管理者様  
介護予防訪問・通所介護相当サービス事業所の管理者様

新潟市福祉部介護保険課長

## 令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う体制届出の取扱いについて（通知）

この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）」等に定める一部要件の経過措置が、令和7年3月31日で終了します。それに伴い、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の改訂を行いました。

つきましては、改訂後の届出書類一式を新潟市ホームページ（下記参照）に掲載しましたので、介護報酬の算定状況に応じ、令和7年4月1日以降に適用となる体制等届出の提出が必要な場合は、下記のとおり適切に行ってください。

### 記

#### 1 届出の対象となる事業所（施設）

別紙「令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う体制届出の取扱い（令和7年4月）」により、新たに届出が必要とされる事業所（施設）となります。必ず別紙をご確認いただき、対象となる場合は、期限までに届出を行ってください。

※全ての加算・減算に該当しない場合又は既存届出内容に変更がない場合は、届出不要です。

※今回新たに「業務継続計画策定の有無」・「身体拘束廃止取組の有無」の項目が追加されたサービスがあります。届出がない場合は「減算型」とみなされますので必ず確認してください。

※「介護職員等処遇改善加算」に変更があります。既存届出内容が廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「なし」とみなされますので必ず確認してください。

なお、介護職員等処遇改善加算については、後日別途通知を発出します。詳細はそちらを参照してください。

## 2 提出期限

①【経過措置の終了に伴う届出】

令和7年4月1日（火）【期限厳守】

②【介護職員等処遇改善加算のみの届出】 ※計画書に添付して提出してください。

令和7年4月15日（火）まで【期限厳守】

※上記以外は通常の体制届の提出期限となることにご留意ください。

## 3 提出方法・届出先

- 電子申請・届出システム、電子メール、郵送又は直接持参／新潟市福祉部介護保険課指定係  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所本館1階）

メールアドレス：[kaigo@city.niigata.lg.jp](mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp)

※郵送の場合は締め切り必着です。

※1日でも超過した場合は翌月以降の算定となります。

## 4 届出様式

下記より必要書類をダウンロードのうえ、改訂後の新たな様式で届出してください。

その際、直近の届出の各項目のチェック誤りが生じないようにご注意ください。

必ず「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を合わせて提出してください。

①新潟市ホームページ掲載場所（施設・居宅サービス等）▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=13639&keyWord=0&fromAction=7>

②新潟市ホームページ掲載場所（地域密着型サービス）▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=10942&keyWord=0&fromAction=7>

③新潟市ホームページ掲載場所（介護予防訪問・通所介護相当サービス）▼

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryokaigo/jigyousya\\_yousiki/sougoujigyou/taisei\\_yobousoutou.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryokaigo/jigyousya_yousiki/sougoujigyou/taisei_yobousoutou.html)

## 5 体制等届の受付

①各加算等については、算定要件を十分理解した上で届出してください。実際に算定要件を満たしていなければ、届出が受理されていても加算を算定することはできません。

②提出された書類に不備がある場合には、補正等の連絡を行いますので速やかに対応してください。

## 6 留意事項

- ①今回掲載した体制等届は、令和7年4月1日に適用される改正内容を踏まえた様式です。一部のサービスは、減算に係る届出項目があるため、必ず提出してください。
- ②事後調査等で要件に合致しないにもかかわらず加算等を算定していた場合は、不当利得となるので返還が必要となります。
- ③同時一体的に行う予防サービスや介護予防訪問・通所介護相当サービスの届出漏れにご注意ください。
- ④添付書類は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に記載しています。
- ⑤新潟市HPに記載例と届出留意事項を掲載しています。必ず確認してください。

### 【体制等届に関する照会】

問い合わせが集中しますので、国の通知等をご確認の上、電子メール又はFAXにて照会してください。

### 【体制等届に関する照会先】

| 照会内容・担当係                              |       | 照会方法   |
|---------------------------------------|-------|--|
| ・添付書類の確認や記入方法など、改訂後の届出書類を整えるためのお問い合わせ | 指定係   | 電子メール ( <a href="mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp">kaigo@city.niigata.lg.jp</a> )<br>FAX (025-224-5531) |
| ・新たな算定要件の確認や考え方についてのお問い合わせ            | 介護給付係 | ※送信表等の様式は問いませんが、<br>①事業所名②担当者名③電話番号<br>④質問の概要 を記載ください。   |

(別紙)

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う  
体制届出の取扱い(令和7年4月)

【新潟市】

| 項番 | サービス種類  | 変更点  | 既存事業所の取扱い   |
|----|---|--|---|
| 1  | 11: 訪問介護<br>12: 訪問入浴介護<br>13: 訪問看護<br>14: 訪問リハビリテーション<br>17: 福祉用具貸与<br>62: 介護予防訪問入浴介護<br>63: 介護予防訪問看護<br>64: 介護予防訪問リハビリテーション<br>67: 介護予防福祉用具貸与<br>76: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>71: 夜間対応型訪問介護   | 「その他該当する体制等」欄の<br>「業務継続計画策定の有無」<br><br>「1: 減算型」<br>「2: 基準型」<br><br>を新設 | <u>新たな届出がない場合は「1: 減算型」とみなす。</u><br><br>※原則、全事業所届出が必要です。 |
| 2  | 21: 短期入所生活介護<br>22: 短期入所療養介護<br>23: 短期入所療養介護<br>2A: 短期入所療養介護<br>27: 特定施設入居者生活介護(短期利用型)<br>24: 介護予防短期入所生活介護<br>25: 介護予防短期入所療養介護<br>26: 介護予防短期入所療養介護<br>2B: 介護予防短期入所療養介護<br>73: 小規模多機能型居宅介護<br>68: 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)<br>38: 認知症対応型共同生活介護(短期利用型)<br>28: 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)<br>77: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)<br>79: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) | 「その他該当する体制等」欄の<br>「身体拘束廃止取組の有無」<br><br>「1: 減算型」<br>「2: 基準型」<br><br>を新設 | <u>新たな届出がない場合は「1: 減算型」とみなす。</u><br><br>※原則、全事業所届出が必要です。 |

## (別紙)

| 項番 | サービス種類   | 変更点  | 既存事業所の取扱い  |
|----|--|--|--|
|    | 75：介護予防小規模多機能型居宅介護<br>69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）<br>39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）  |  |  |
| 3  | 11：訪問介護<br>12：訪問入浴介護<br>15：通所介護<br>16：通所リハビリテーション<br>21：短期入所生活介護<br>22：短期入所療養介護<br>23：短期入所療養介護<br>2A：短期入所療養介護<br>33：特定施設入居者生活介護<br>27：特定施設入居者生活介護（短期利用型）<br>51：介護福祉施設サービス<br>52：介護保健施設サービス<br>55：介護医療院サービス<br>62：介護予防訪問入浴介護<br>66：介護予防通所リハビリテーション<br>24：介護予防短期入所生活介護<br>25：介護予防短期入所療養介護<br>26：介護予防短期入所療養介護<br>2B：介護予防短期入所療養介護<br>35：介護予防特定施設入居者生活介護<br>76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>71：夜間対応型訪問介護<br>78：地域密着型通所介護<br>72：認知症対応型通所介護<br>73：小規模多機能型居宅介護<br>68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | 「その他該当する体制等」欄の<br>「介護職員等処遇改善加算」の<br>「B：加算V(1)」<br>「C：加算V(2)」<br>「D：加算V(3)」<br>「E：加算V(4)」<br>「F：加算V(5)」<br>「G：加算V(6)」<br>「H：加算V(7)」<br>「J：加算V(8)」<br>「K：加算V(9)」<br>「L：加算V(10)」<br>「M：加算V(11)」<br>「N：加算V(12)」<br>「P：加算V(13)」<br>「R：加算V(14)」<br>を廃止 | <u>既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</u><br>（注）要件の見直しを踏まえ、必要に応じて届け出を行うこと。 |

(別紙)

| 項番 | サービス種類   | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|--|-----|-----------|
|    | 32 : 認知症対応型共同生活介護<br>38 : 認知症対応型共同生活介護<br>(短期利用型)<br>36 : 地域密着型特定施設入居者<br>生活介護<br>28 : 地域密着型特定施設入居者<br>生活介護(短期利用型)<br>54 : 地域密着型介護老人福祉施<br>設入居者生活介護<br>77 : 複合型サービス(看護小規<br>模多機能型居宅介護)<br>79 : 複合型サービス(看護小規<br>模多機能型居宅介護・短期利用<br>型)<br>74 : 介護予防認知症対応型通所<br>介護<br>75 : 介護予防小規模多機能型居<br>宅介護<br>69 : 介護予防小規模多機能型居<br>宅介護(短期利用型)<br>37 : 介護予防認知症対応型共同<br>生活介護<br>39 : 介護予防認知症対応型共同<br>生活介護(短期利用型) |     |           |